

令和7年度「開設者・管理建築士に役立つセミナー」実施要領

1. 趣旨

本研修会は建築士法第27条の2第1項、および第2項に位置づけられた法定団体である、各都道府県の建築士事務所協会および一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が、同じく建築士法第27条の2第7項に基づく研修として実施するものです。

(建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会)

第二十七条の二

(中略)

7 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、**建築士事務所の業務の適正化を図るための建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。**

(以下、略)

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者（契約当事者）と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進めるうえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としております。

管理建築士については所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。また、建築士でない開設者にとって法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

本セミナーは、京都府知事指定講習です。

2. 主催者

一般社団法人京都府建築士事務所協会

3. 受講対象者

令和8年度に事務所登録を更新する建築士事務所の開設者・管理建築士

新規に事務所登録した建築士事務所の開設者・管理建築士

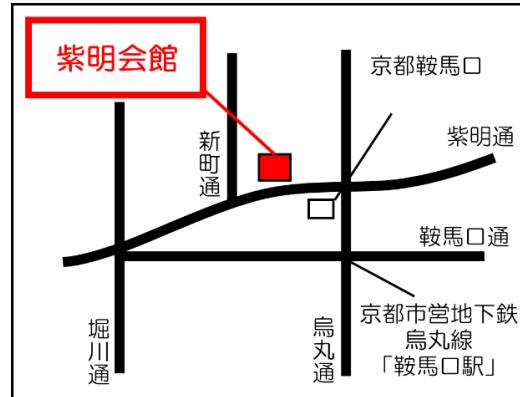
本セミナーの受講を希望する方 等々どなたでも

4. 開催日時

令和8年3月12日（木）13：30～17：30（受付13：00～）

5. 会場

紫明会館 講堂（京都市北区小山南大野町1番地）
市営地下鉄烏丸線「鞍馬口駅」下車
2番出口より 徒歩約10分



6. 定員

30名

7. 受講料

- ・京都府建築士事務所協会 会員 2,000円（うち、消費税10% 182円）
- ・一般 3,000円（うち、消費税10% 273円）

8. 講習内容

建築士事務所の運営に特化した実務に役立つ内容です。

- 建築士の「報酬」と「責任」の接点と防衛線（60分）
講師：福井・稻田・上辻総合法律事務所 稲田真孝氏
- 「令和7年4月 改正法がスタートして」（60分）
講師：株式会社京都確認検査機構 西田高明氏
- 「不動産登記情報の活用法と土地境界確認」（60分）
講師：土地家屋調査士 信吉秀起事務所 信吉秀起氏
- 建築行政に係る最近の動向 等（30分）
講師：京都府建設交通部 建築指導課 建築基準係 ご担当者

9. 建築CPD

建築CPD情報提供制度認定プログラムに申請予定

10. 申込締切

3月5日（木）

申込フォーム



11. 申込方法

申込フォームからお申し込みください

申込フォーム

受講料は、当日受付にてお支払いをお願いいたします。

※3月5日以降のキャンセルにつきましては受講料全額を請求させていただきます。

※申込フォームからのお申込みが難しい方は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

12. お問い合わせ先

一般社団法人京都府建築士事務所協会 事務局

Tel: 075-334-5277 Mail: kyotokai@kyoto-kenchiku.com